

令和7年度恵庭市教育委員会会議(11月定例会)会議録

日 時	令和7年11月5日(水) 開会17時00分 閉会18時00分
会 場	市民会館 1F 第1会議室
出席委員	教育長 岩渕 隆 教育長職務代理者 土谷 秀樹 委 員 福屋 栄人 委 員 白崎 亜紀子 委 員 中山 舞
会議出席者	教育部長 狩野 洋一 教育部次長 山口 晃弘 教育総務課長 藤野 真一郎 教育総務課主幹 前川 豊志 教育支援課長 横山 真澄 社会教育課長 黒氏 優子 学校給食センター長 斎藤 喜代彦 読書推進課長 和合 智子 郷土資料館長 高野 隆司 教育施設課長 塚野 憲 教育総務課主査 小井 裕介
議題及び議事の概要	別紙のとおり
会議の傍聴を許可された者	1名
議事録署名委員	中山 舞

令和7年度恵庭市教育委員会会議(11月定例会)結果表

令和7年11月5日(水) 17時00分開会

18時00分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件 名	議決結果
議案第1号	恵庭市高等学校等奨学金支給条例の制定について	原案可決
議案第2号	恵庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
議案第3号	恵庭市教育委員会と北海道文教大学附属高等学校との包括連携協定について	原案可決
議案第4号	補正予算について	原案可決
報告1	令和7年第3回定例会 一般質問・決算代表質疑について	報告済み
報告2	令和6年度 恵庭市教育委員会点検評価報告書について	報告済み
報告3	第6期恵庭市生涯学習基本計画の策定について	報告済み
報告4	専決処分報告書について	報告済み

○会議出席者

岩渕教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、齊藤学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 錄

開会 17時00分

教 育 長	只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。
事 務 局	今回会議の議事録署名委員は、中山委員お願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。
委 員	(承認)
教 育 長	次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。 (事務局から前回の議事録について報告) ただいまの記録のとおり承認するということでよろしいですか。
各 委 員	(はいの声)
教 育 長	続いて日程3、議案に入ります。 議案第1号恵庭市高等学校等奨学金支給条例の制定について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	議案第1号恵庭市高等学校等奨学金支給条例の制定について説明いたします。 2ページをご覧ください。 条例の説明の前に、条例の概要について先に説明させていただきたいと思います。 資料『恵庭市高等学校等奨学金制度のご案内(案)』をご覧ください。 条例が制定され、実際に奨学金制度を運用するとなった際の保護者へ向けての案内の準備も同時に進めているところですが、こちらがその案内の案になります。 恵庭市では、向学心があり、学業成績が優良であるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校等に就学することが困難な生徒に、返還不要の『高等学校等奨学金』を支給します、ということで、このあと説明する条例の目的にあたるもののが最初に記載されています。 以下、資料の最初の「■」に申請できる方ということで、支給対象者にあたる項目ですが、(1)として、本人または保護者が恵庭市内に住所を有する者、(2)として、以下のいずれかの学校に在学していることということで、①から⑤に該当する学校に在学していること、(3)として、奨学金を必要とする経済的な理由があることとして恵庭市就学援助制度の準要保護の認定を満たしている世帯と同基準

の世帯としていますが、市町村民税非課税世帯及び生活保護を受給されている世帯は支給対象外となります。

上記の条件を満たし、かつ(4)の①中学校3年生時の全履修教科の平均評定が5段階評価で3.0以上、また②中学校3年生時の不登校、傷病その他の理由により30日以上の欠席又は出席停止が認められる者で、学校復帰への意志を有する者のいずれかに該当する者としています。

資料の二つ目の「■」として、支給金額ですが、月額5,000円としています。

以下、支給期間や裏面になりますが、申請受付期間、申請書類等の説明となっていますが、条例が制定され、規則も定まりましたら、この案をベースに案内の準備を引き続き進めて参りたいと考えています。

高等学校等奨学金の概要について、以上になりますが、議案の2ページをご覧ください。

それでは、条例案についてご説明いたしますが、本条例は、本文10条および附則で構成されています。

第1条は先ほどご説明した、本条例の目的について規定するものであります。

第2条につきましては、奨学金の支給対象者となる条件について規定するものであります。

第3条につきましては、奨学金の支給額について規定するものであります。生徒1人につき月額5,000円を支給するものであります。

第4条につきましては、奨学金の申請に伴う申請書の提出について規定するものであります。

第5条につきましては、奨学金の支給の決定について規定するものであります。

第6条につきましては、奨学金の支給期間について規定するものであります。

第7条につきましては、奨学金の廃止、休止について規定するものであります。

第8条につきましては、奨学金の返還について規定するものであります。

第9条につきましては、奨学生の義務について規定するものであります。

第10条につきましては、委任について規定するものであります。

次に、附則についてであります、第1項はこの条例の施行期日を交付の日と規定するものであります。

第2項は、『恵庭市基金条例』の一部を改正するものであります。

第3項は、『えにわ・花子さん愛情寄附条例』の一部を改正するものであります。

第4項は、『恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例』の一部を改正するものであります。

第4回定例会で条例制定されましたら、詳細については次回教育委員会で施行規則の提案により、改めて詳細の説明をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

補足になりますが、今の附則のところで出てきたのですが、この支給については、財源としましては、これまで『えにわ・花子さん愛情寄附条例』を元として入学準備金基金に一旦積んでいましたが、今度は基金の名前を改正して、今回の新しいものを含めて基金に積んで、それを原資として支給する制度としたいということで、この附則のところでその関係する他の条例も改正させていただくものです。

教 育 長	ただ今の議案第1号について、ご質疑等はございますか。
委 員	一人あたり月額5,000円というのは、どういうことを目安に金額を決定しているかお聞きしたいと思います。
事 務 局	5,000円の積算の根拠であります、高校に入学してからかかる経費を調べていく中で、授業料等支援のある部分を除いて実際の諸経費について、近隣の高校等の状況を調べまして、そちらの経費が約60,000円強くらいの額になるということで、それを月当たりに割り返して5,000円程度になるという設定で積算しております。具体的にはPTA会費や生徒会費等の授業料を除いた部分の経費ということで、抜き出してかかる経費から割り返したものになります。
委 員	この奨学金の目的は、経済的な理由によって就学することが困難な生徒ということで、それに対して感覚的に5,000円で間に合うのか、その一部を支援するということなのかもしれません、この奨学金を受けて学校に行けるということを考えた時に、果たして5,000円で足りるのか、金額が少ないのでないかなという印象を受けました。
事 務 局	近郊の自治体でもこの制度を設けている自治体がいくつかあるのですが、そちらの方もだいたい5,000円から7,000円ぐらいですが、高校の授業料の無償化の話が出る前から設定されている額ではあるのですが、恵庭市は今この話が出てきてこうした考えに至ったものとしては国の動きとしても大きなウエートを占めている授業料相当額については、経費の負担軽減が図られているということですが、ただそれ以外もどのような経費がかかるかといったものは、先程説明した部分になってきます。この額がそれで負担軽減になるかということはあるかもしれません、考え方としてはそのような経緯がございます。
委 員	金額を聞いての印象ということなので、少ないから増額するべきとかそういうことではないのですが、果たしてどうなのかなということを感じました。 (4)次のいずれかに該当することの②の意味というのは、どういうことなのか詳しく教えていただけますか。
事 務 局	高校無償化もありますが、北海道や他の奨学金などいろいろな制度があります。それと重複することがないように、というのが制度設計の最初の段階であります。実際に例えば経費を特定すると、我々もそうですし申請する保護者や本人も事務が煩雑になったり、後々精算確認行為というのが煩雑になるため、そういった特定はしていないということになります。全くそういった他の制度がないのはどのへんの経費だろうかということで、その金額をある程度、恵庭南高校・恵庭北高校・文教大付属高校・北広島高校あたりにも確認し、当然私立の方が高いですが、逆に金額を上げ過ぎると公立の方がオーバーフローしてしまうということもあって、近隣の市町村とのバランスも考えた中で、一つの目安としての金額が5,000円、年間60,000円が妥当だろうというように考えました。当然通う学校によっては足が出る方もいらっしゃるかと思いますが、一定程度の支援金額としてはまずは妥当なのではないかと考えたものになります。

恵庭市では入学準備金ということで、昨年度30,000円から50,000円に上げさせていただいた経緯もありますが、そちらの方も他のまちにはない一つの支援の在り方として先んじてやっている経緯もございます。

対象者の中での②の部分については、奨学金制度という性質上、当然学業的な部分もある程度重要なのですが、中学生においては何かしらの理由で不登校や傷病などもあるかもしれません、そのようなことで学業生活を送れなかつた子どもを高等学校に進むことについて、そういう方が頑張りたいということも対象としてみたいということで、他のまちでもあるのですが、恵庭市の一つの今回の特長として位置付けたものでございます。

教 育 長

不登校の子どもはなかなか3.0を取れないものですから、そこでやり直しの機会を是非応援したいということで、このような要件をつけたということになります。

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第1号について終了いたします。

次に、議案第2号恵庭市立学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

議案第2号恵庭市立学校管理規則の一部改正について説明いたします。

10ページをご覧ください。

今回の一部改正のポイントとしては、子育て部分休業・子育て部分休暇の取得形態が多様化され、二つの取得単位の区分が新設されました。

これまで子育て部分休業は、法の定めで3歳まで、また道条例で補完的措置として満12歳に達する日以後の3月31日まで、始業または終業時に30分単位で1日最大2時間まで子育て部分休暇が取得できました。

これを変更し、二つの取得区分を設け、一つは、第1号部分休業・部分休暇ということで、30分単位で1日最大2時間まで取得できる休暇ですが、改正前は勤務時間のはじめ又は終わりのどちらかの時間帯に限り請求できるという縛りがありましたが、それが1日の中で2時間の範囲内で任意の時間帯で申請できるようになりました。

もう一つの取得区分としては、第2号部分休業・部分休暇ということで、1時間単位で取得できる休暇となります、1日につき必要な時数だけ取得可能なものとなっており、年間では10日分相当となる最大77時間30分まで取得可能となっています。

利用する職員は、第1号・第2号のどちらの区分を申請するかを毎年度申し出る必要がありますが、恵庭市の学校管理規則で規定している子育て部分休暇に係る申請書の様式を変更する必要がありまして、この度の一部改正となっております。

12ページから14ページには、改正する新旧対照表を記載していますが、改正後の様式については、15ページから18ページに記載されていますので、そちらを

ご確認いただければと思います。

また、この度の一連の改正で、恵庭市の学校管理規則の改正は必要がありませんが、11ページの下段にありますとおり、その他の変更事項として記載されている②から④の内容が変更されております。

私の方からは以上であります。

よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願ひいたします。

教 育 長

大前提として北海道の任命権者に關わる服務規程に併せただけの話ですので、恵庭だけでやっているわけではなく北海道すべての公立学校でそれぞれの自治体で規則を定めるというものです。

ただ今の議案第2号について、ご質疑等はござりますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第2号について終了いたします。

次に、議案第3号恵庭市教育委員会と北海道文教大学附属高等学校との包括連携協定について、事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

議案第3号恵庭市教育委員会と北海道文教大学附属高等学校との包括連携協定についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

恵庭市教育委員会と北海道文教大学附属高等学校では、令和7年度より『高校ブックラインサービス』をスタートさせていることに加え、長寿大学と食物科生徒との『地域交流事業』など、すでに教育的な分野において様々な取組みを進めております。今後もこの取組みを持続可能かつより充実したものとするため、以下のとおり包括連携協定を締結したいと思います。締結日は令和7年11月13日を予定しております。2協定内容については議案書のとおりでありますが、連携の範囲についてのみ説明させていただきます。第2条「この協定に基づき、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。(1)教育の推進に関する事項(2)読書活動の推進に関する事項(3)青少年の育成に関する事項」としております。平成28年に市内2校の高校と協定を結んでおります協定書と同様としております。簡単ではありますが、説明は以上となります。ご審議の上承認賜りますようお願ひいたします。

教 育 長

ただ今の議案第3号について、ご質疑等はござりますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第3号について終了いたします。

次に、議案第4号補正予算について、事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

21ページの議案第4号補正予算についてご説明いたします。

22ページの補正予算説明資料をご覧ください。

まずは、定期的に行っている、2件の基金積立金ですが、7月から9月のふるさと納

税を中心とした補正予算となっております。

一番上の段ですが、経費名で、高等学校等入学準備金基金積立金とあります
が、今期は683件のふるさと納税があり、経費分を差し引いた6,455千円と国際ソ
ロプチミスト恵庭様からの100千円、計6,555千円を基金に積み立てることとして
おります。

次に、下から三つ目の青少年・文化振興基金積立金ですが、828件のふるさと
納税があり、経費分を差し引いた7,375千円を基金に積み立てることとしておりま
す。

次に、上から、二段目と下から四段目の中学校の学校図書館費になります。子
どもの読書活動を支える寄附ですが、こちらは25ページをご覧ください。寄附の歳
入ですが、柏小学校PTA様から柏小学校へ60千円、恵み野親の会様から、恵み野
小学校、恵み野旭小学校、恵み野中学校へそれぞれ50千円、計150千円。国際ソ
ロプチミスト恵庭様から市内中学校へ各20千円、合計100千円受領しており、26、
27ページでそれぞれ各校へ図書購入費を倍にして予算措置することとしておりま
す。

22ページにお戻りください。

上から3段目とそこから4つ下の中学校の冷房設備設置事業費につきましては、右の説明欄に記載しておりますとおり、設計費の確定に伴って委託料が減額し
たことと、補助先との調整から前払金を増額するための事業費の増と、財源の組換
えとなっております。

上から4段目の島松小学校の防音機能復旧事業につきましては、本年度は設計
の予算ですが、暖房方式を見直すことにより、事業費が増額となったことと、財源の
組換えとなっております。

その次の恵み野小学校の給食用の昇降機につきましては、訓練交付金が対象と
なるということで、財源を変更することとなっております。

その下の段とそこから更にもう二つしたの、ワイヤレスインターホン設置につきま
しては、学校からの要望も強く、来年度の政策的予算で要求しておりましたが、本年
度、防衛省の調整交付金の目途がついたことから、前倒して予算措置となるもので
す。

下から2段目の市民会館の改修事業費につきましては、前払金の増額が必要に
なり、増額補正するものとなっております。

一番下段の公民館の備品につきましては、事業費確定に伴う減額の補正となっ
ております。

46ページまでは、これらの詳細について記載しております。

47ページですが、例年行っていますが、翌年度のスクールバス運行を早期確保す
るため、契約行為ができるよう債務負担行為補正を行うものです。

48ページですが、施設整備の前払金増額の補正に伴い、地方債の限度額を増
額する補正となっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第4回定例会にて補正予算
(案)として提出したいことから、ご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願
い申し上げます。

教 育 長

ただ今の議案第4号について、ご質疑等はございますか。

委 員	小学校・中学校のワイヤレスインターфонですが、これはどのようなシステムのもので、どういう使い方をするのでしょうか。
事 務 局	現状として、学校の玄関ドアに鍵がかかっておりまして、学校の玄関にあるインターホンを押すことで職員室若しくは事務室にある、解除する受信機のスイッチを押すと開錠できるシステムになっております。ただ、その受信機が壁に固定されているので特に職員室ですとか広い部屋ですと、受信機の近くに人がいないと対応が遅れて、学校に来た保護者の方やお客様を待たせてしまうということがありました。それを解消するために壁にもつけるのですが、ワイヤレスのものを新たに設けまして、固定した受信機の近くに人がいなくてもワイヤレスインターфонで教員が鍵を開けることができるという工事になります。
委 員	既存のインターホンも取り換えるということでしょうか。
事 務 局	はい、既存のインターホンを撤去して新たに全部設けることになります。
委 員	これは学校によって内容が変わるのでですか。
事 務 局	今、島松小学校はそういった仕様になっているため実施しません。あとは職員室の規模が小さい学校においては、子機を置くだけにしようとか、そういった検討もしているところです。
委 員	単純に割ると単価が違うので仕様が違うのかと思ったのですが、実情に併せて子機の数などが異なるということですね。わかりました。
教 育 長	その他、ありますか。
各 委 員	(なしの声)
教 育 長	なければ、以上で議案第4号について終了いたします。 続いて、日程4報告に入ります。 報告1は、令和7年第3回定例会 一般質問・決算代表質疑についてです。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	私からは、報告1 第3回定例会の一般質問及び決算審査特別委員会 代表質疑の概要についてご報告いたします。 第3回定例市議会は、9月11日に開会し、10月14日までの会期で開催されました。 その間、9月17日から4日間で、議員14名が一般質問を、また、10月8日から2日間で、4名が各会派を代表して、令和6年度決算の代表質疑を行いました。 答弁内容は、それぞれ記載のとおりとなっておりますが、教育委員会関連の代表的な質問項目のみ、報告いたします。 始めに、1ページの野沢議員でありますが、奨学金の創設についてと小中一貫教育についての質問であります。

次に2ページの松島議員ですが、不登校対策について4項目の質問と子どもの安心安全を守る教育について、2項目の質問及び児童生徒の携行品、教科書、その他の教材等の重さや量への配慮についての質問であります。

次に4ページの生本議員ですが、図書館改修基本構想について2項目の質問であります。

次に5ページの柏野議員ですが、重大事案における児童生徒への支援についての質問であります。

次に三上議員ですが、ICT教育の推進についての質問であります。

次に6ページの石井議員ですが、若い世代を応援する恵庭について3項目の質問であります。

次に7ページの太田議員ですが、不登校児童生徒について3項目の質問と、学校におけるICT環境整備について3項目の質問であります。

次に9ページの小林議員ですが、平和都市宣言及び平和教育についての質問であります。

次に10ページの代表質疑ですが、新岡委員より、中学校における通級指導教室についてと、通学路に限らない一元的な交通安全対策についての質疑であります。

次に11ページの宮委員ですが、地域学校協働活動推進事業について2項目の質疑であります。

最後に12ページの野沢委員ですが、薬物乱用防止教育についての質疑であります。

私からは以上であります。

教育長 ただ今の報告1について、ご質疑等はございますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて報告2は、令和6年度 恵庭市教育委員会点検評価報告書についてです。事務局よりお願ひいたします。

事務局 それでは私の方から、恵庭市教育委員会点検評価報告書についてご説明いたします。

点検評価につきましては、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないこと、また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を図ることとされているものであります。

点検と評価の対象につきましては、令和6年度の教育行政執行方針及び第3次教育推進プログラム重点推進項目に係る主要な施策・事業の実施結果を対象としております。

次に、点検と評価の実施につきましては、各所管課による自己評価に基づき、16ページに記載されています3名の点検評価委員に外部評価として実施していただいております。

また、評価の判断基準につきましては、17ページ記載のとおり、AからDまでのラン

ク付けて行ったものであります。

それでは、26ページをご覧ください。令和6年度の点検評価の対象とした事業は16事業となっており、自己評価につきましては、社会教育課の番号8番『理科の体験学習の推進』と番号9番『地域学校協働活動の推進・支援』については自己評価「A」としておりますが、その他は「B」としております。外部評価の結果としましては、その社会教育課の『理科の体験学習の推進』と『地域学校協働活動の推進・支援』については、外部評価も「A」の評価をいただき、そのほか番号3、番号5、番号12及び番号14につきましても「A」ランクと評価いただきました。他の事業につきましては、「B」として評価していただいたところであります。

個別事業の評価内容の詳細は、18ページから25ページをご参照ください。

市教委としましては、これらの評価を踏まえ、さらなる教育行政の向上に向け、事業を推進して参りたいと考えております。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長

ただ今の報告2について、ご質疑等はございますか。

委 員

14の学校教育施設の整備について、予算額と決算額が大きく異なるのですが、理由を教えてください。

事 務 局

予算額に対して決算額に差額が生じた理由についてですが、これにつきまして、防音復旧事業の工事がありましたが、補助が不採択となったことから事業を実施しなかったということが主な理由になります。ただ、昨年度予算がつかなかつたため事業を中止しましたが、今年度は補助がつきましたので、今年度この事業を実施しております。恵明中学校の工事になります。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で報告2について終了いたします。

続いて報告3は、第6期恵庭市生涯学習基本計画の策定についてです。事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

私からは報告3第6期恵庭市生涯学習基本計画の策定について(中間報告)になります。27ページをご覧ください。

始めに計画の期間ですが、平成8年度から5年ごとに更新していく計画であります、今年度第5期計画が終了することから、令和8年度から令和12年度までを期間とする次期計画を策定します。

次に策定方法についてですが、教育委員会附属機関であります社会教育委員と公民館運営審議会委員の合同会議にて、策定を進めておりまして、第5期計画の検証や生涯学習における成果や課題について整理を行ったほか、基本理念や基本目標について協議しました。

次に、第6期基本計画の方向性の案についてですが、これまで以上に将来の予測が難しい『VUCA(ブーカ)の時代』が続くことを意識して、市民が学びや学び合

いにより幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会も幸せに感じられるよう、まち全体のウェルビーイングの向上を目指すこととしました。

基本理念を『“あい”ひろがる未来へ ~であい 学びあい 育ちあい～』としました。

基本目標を3本として、①誰一人取り残さない学びの場を支える、②学びを支える環境をととのえる、③学びを通じたつながりを育む、としております。

中程にウェルビーイングの循環イメージ図を記載しております。

今後のスケジュールですが、今後も合同会議を開催し、市で推進すべき学びについて協議を行いながら第6期計画概要や素案をまとめ、12月の教育委員会で協議いただき、1月から2月にかけパブリックコメントを募集します。市民のご意見を勘案し、3月の教育委員会で議案として提出させていただく予定です。

以上ご報告といたしますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 ただ今の報告3について、ご質疑等はござりますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告3について終了いたします。

続いて報告4は、専決処分報告書についてです。事務局よりお願ひいたします。

事務局 私からは、報告第4専決処分についてご説明いたします。

29ページをご覧ください。

本案件は、1件50万円以下の和解及び損害賠償金の保険につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告をするものであります。

事故の概要でありますと、令和7年7月26日午後2時25分頃に発生した恵庭市役所駐車場に駐車させた公用自動車のドアが駐車中の自動車に接触し、当該自動車の右後部を損傷させたものであります。

和解の相手方につきましては、議案書記載の個人であります。

相手方及び損害保険会社と協議を終え、市は公用自動車のドアの開閉に瑕疵があったことを認め、この損害を賠償することについて和解し、損害賠償の額を118,916円にすることについて令和7年9月16日に専決処分を行い、それに基づき相手方と示談しました。なお、損害賠償額についてはすべて保険で賄われます。

以上報告いたしますので、よろしくお願ひします。

教育長 ただ今の報告4について、ご質疑等はござりますか。

委員 この公用車というのは教育委員会で使用している公用車ということでしょうか。

事務局 市役所の管財・契約課で管理している公用車ということになります。

委員 当事者が教育委員会の職員ということですか。

事務局 はい、教育委員会に所属する職員です。

教 育 長	その他、ありますか。
各 委 員	(なしの声)
教 育 長	なければ、以上で報告4について終了いたします。 続いて、日程5その他について、事務局よりお願ひします。
事 務 局	<p>本日お配りしている今後の教育関連事業についてです。</p> <p>始めに、10月末から始まっているのですが、12月21日まで郷土資料館で企画展を開催しているというものを掲載させていただいております。その他、11月8日の朝倉さんという作家さんの講演会ですとか、調べる学習コンクールの表彰式、また、先程も出ました文教大附属高校との包括連携協定の締結式が13日にございます。</p> <p>15日には青少年育成市民の会の集いが開催されます。また、11月22日に図書館24時を開催するのですが、システム更新に伴う図書館の休館が22日から12月1日の予定で休館となります。その他、カリンバ土曜コンサートや学芸員による展示解説等を開催します。詳細はご覧いただければと思います。</p> <p>一部読書推進課の方から補足説明がございます。</p> <p>図書館開館24時と図書館システムの更新にかかる休館に補足させていただきます。まず11月22日の図書館開館24時ですが、こちらに記載のとおり、いつも19時までの開館時間を19時から夜中の24時まで開館するというもので、毎年行っているものであります。そして図書館の休館についてですが、11月22日から12月1日まで休館になりますが、このイベントがある22日は本館のみこのイベントを行うことにより、開館することになります。また、図書館サービスが一部変更となりますので、広報えにわ11月号の掲載記事になりますが、スマホ貸出しが本館で始まることやオーディオブックが開始されるというものになります。</p> <p>また、優良読書グループの表彰についての資料をご用意させていただいております。こちらの表彰ですが、公益社団法人読書推進運動協議会が主催するものとなっておりまして、グループの活動を通して本を読む楽しさを広め、市域文化の向上に貢献する読書グループを讃えることにより、活動のさらなる発展と明るい文化的な社会作りに資することを目的として表彰しているものとなっております。その全国表彰の受賞ですが、恵庭市内の図書館ボランティアでは初めての受賞となりまして、11月3日に表彰が全国的に行われますが、市内では18日にこの伝達表彰式を行うこととなっております。受賞通知の裏面に、この度受賞することになりました『おはなしさんた恵夢』さんの推薦書を付けておりますので、後程ご覧いただければと思います。</p> <p>私からは、市民会館耐震化等改修工事（2期工事）の請負契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、『議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例』第2条の規定により、請負契約を締結することについて議決を求めるものであります。</p> <p>なお、本件につきましては、管財・契約課より第4回定例会に議案を提出いたしますが、教育施設課所管施設であるため、ご報告させていただきます。</p> <p>1件目ですが、工事名は『恵庭市民会館耐震化等改修工事の内建築工事（2期工事）』、契約金額は、5億9015万円で、契約の相手方は、恵庭建設株式会社で</p>

あります。

契約の方法は、4者による事後審査型条件付一般競争入札であり、入札の参加者については、資料の裏面に記載のとおりであります。

2件目ですが、工事名は『恵庭市民会館耐震化等改修工事の内電気設備工事(2期工事)』、契約金額は、2億2385万円で、契約の相手方は、樋本・豊原特定共同企業体であります。

契約の方法は、2者による事後審査型条件付一般競争入札であり、入札の参加者については、資料の裏面に記載のとおりであります。

説明は以上になります。

市内インフルエンザ発生状況について報告させていただきます。

11月1日から3日まで3連休がございまして、それ以降4日・5日と報告が増えている状況であります。

こちら学年閉鎖なども発生しておりますが、11月1日には5つの小学校で学習発表会がありました。その影響かどうかはわかりませんが、部活動も連休中に大会等があったということで、集団活動等の経緯もあったのか、このような状況となっておりますので、情報提供させていただきます。

(次回の日程確認)

教 育 長 その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

終 了